

議案第64号

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の変更について

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の変更について、境港市議会において議決すべき事件を定める条例（平成21年境港市条例第23号）第2条第1号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

松江市（以下「甲」という。）及び米子市（以下「乙」という。）並びに境港市（以下「丙」という。）は、甲及び乙並びに丙が平成21年10月7日に締結した中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げる規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、変更後欄に掲げる規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変更後	変更前
<p>（連携して取り組む政策分野及びその内容並びに役割分担）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 教育</p> <p>ア 体育・文化施設利用による住民交流の促進</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 丙の役割</p> <p>丙は、<u>「境港市民交流センター」</u>等の体育・文化施設について、市外料金区分を設けない。また、新たに施設を設置する場合においても、市外料金区分を設けない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>④ 産業振興</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 環日本海定期貨客船の<u>運航</u> _____支援</p> <p>（ア）取組の内容</p> <p><u>東アジア</u>に対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港</p>	<p>（連携して取り組む政策分野及びその内容並びに役割分担）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 教育</p> <p>ア 体育・文化施設利用による住民交流の促進</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 丙の役割</p> <p>丙は、<u>「境港市民会館」</u> _____等の体育・文化施設について、市外料金区分を設けない。また、新たに施設を設置する場合においても、市外料金区分を設けない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>④ 産業振興</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 環日本海定期貨客船の<u>安定運航に向けた支援</u></p> <p>（ア）取組の内容</p> <p><u>北東アジア</u>に対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港</p>

と対岸諸国

_____を結ぶ環日本海定期貨客船の運航にあたり、
連携して支援する。

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、関係団体と連携して、環日本海定期貨客船の利用促進など、
_____必要な支援を行う。

(ウ) 丙の役割

丙は、環日本海定期貨客船の寄港地であることを踏まえ、「人や物」を始め、文化・スポーツなど幅広い交流を促進するとともに、当該航路の競争力を高めるため、甲及び乙並びに関係団体と連携し、当該貨客船の運航に
_____必要な支援を行う。

エ 境港及び米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進

(ア) 取組の内容

東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港及び_____米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進について必要な事業を実施する。

(イ)・(ウ) 略

オ・カ 略

キ 起業・創業等の支援

(ア) 取組の内容

圏域の地域資源や強みを活かした新産業創出に向けて、
起業・創業の支援の充実を図

と、韓国(東海)、ロシア(ウラジオストク)を結ぶ環日本海定期貨客船の安定運航に向け、
連携して支援する。

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、関係団体と連携して、環日本海定期貨客船の利用促進を始め、安定運航に向け必要な支援を行う。

(ウ) 丙の役割

丙は、環日本海定期貨客船の寄港地であることを踏まえ、「人や物」を始め、文化・スポーツなど幅広い交流を促進するとともに、当該航路の競争力を高めるため、甲及び乙並びに関係団体と連携し、当該貨客船の安定運航に向け必要な支援を行う。

エ 境港及び米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進

(ア) 取組の内容

北東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港及び滑走路 2500メートルの米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進について必要な事業を実施する。

(イ)・(ウ) 略

オ・カ 略

る。

(イ) 甲の役割

甲は、起業・創業等を促進するため、産官学金によるネットワークを構築し、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

(ウ) 乙の役割

乙は、起業・創業等を促進するため、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

(エ) 丙の役割

丙は、甲及び乙と連携し、起業・創業等を促進するため、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

⑤ その他

ア・イ 略

ウ 大学等との連携の推進

(ア) 略

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、「島根大学」、「鳥取大学医学部」と連携し、医療・介護関連及び産官学連携による新産業創出に係る事業等を推進する。

(ウ) 略

エ・オ 略

カ 再生可能エネルギーの利用促進

(ア) 取組の内容

各地域の特性を活かしながら、再生可能エネルギーの利用を促進することで循環型社

⑤ その他

ア・イ 略

ウ 大学等との連携の推進

(ア) 略

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、「島根大学」、「鳥取大学医学部」と連携している「サタデースクール」への学生派遣、「認知症予防教室」等の事業を推進する。

(ウ) 略

エ・オ 略

会を構築し、地球温暖化抑制に寄与する取組を推進する。

(イ) 甲及び乙の役割

a 甲及び乙は、脱炭素社会の実現に向けて、風力、バイオマス、太陽光等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用及び関連産業の成長を促す。

b 甲及び乙は、脱炭素及び再生可能エネルギーの利用促進に向けた、圏域内住民への普及啓発活動等の情報発信を行う。

(ウ) 丙の役割

a 丙は、甲及び乙と連携して、脱炭素社会の実現に向けて、風力、バイオマス、太陽光等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用及び関連産業の成長を促す。

b 丙は、甲及び乙と連携して、脱炭素及び再生可能エネルギーの利用促進に向けた、圏域内住民への普及啓発活動等の情報発信を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

①・② 略

③ その他

ア～ウ 略

エ 定住の推進

(ア) 取組の内容

a 晩婚化・未婚化への対

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

①・② 略

③ その他

ア～ウ 略

エ 定住の推進

(ア) 取組の内容

晩婚化・未婚化への対

策として、圏域一体で出会いの場を創出し、圏域内への定住の推進を図る。

b 圏域の暮らしやすさや魅力を幅広く発信するとともに、関係人口の創出を図り、移住・定住の促進を図る。

(イ) 甲及び乙の役割

a 甲及び乙は、丙及び関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の企画・運営を行う。

b 甲及び乙は、丙と連携し、圏域の移住・定住の促進に向けて、ホームページ、パンフレット等による情報発信を行う。

(ウ) 丙の役割

a 丙は、甲及び乙並びに関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の運営を行う。

b 丙は、甲及び乙と連携し、圏域の移住・定住の促進に向けて、ホームページ、パンフレット等による情報発信を行う。

(3) 略

策として、圏域一体で出会いの場を創出し、圏域内への定住の推進を図る。

(イ) 甲及び乙の役割

— 甲及び乙は、丙及び関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の企画・運営を行う。

(ウ) 丙の役割

— 丙は、甲及び乙並びに関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の運営を行う。

(3) 略

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

丙 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 伊 達 憲 太 郎

(参 考)

境港市議会において議決すべき事件を定める条例（抜粋）

（議決事件）

第2条 境港市議会において議決すべき事件を、次のとおり定める。

- （1）定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。
- （2）定住自立圏形成協定の廃止を求める通告を行うこと。

（以下省略）

議案第65号

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

令和4年11月15日議決を経た「水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について」（令和4年議案第79号）の一部を次のように変更する。

契約金額「945,120,000円」を「979,220,000円」に変更する。

(参 考)

基本協定の変更理由

契約金額3,410万円の増額は、下記の理由による。

記

水木しげる記念館再整備事業に係る展示業務の実施設計において、水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画に基づく展示内容を充実させたことにより、展示制作に係る経費が3,410万円の増額となったため。

(参 考)

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の一部を変更する協定

境港市（以下「甲」という。）と水木しげる記念館再整備事業DBO共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和4年11月18日（令和5年5月9日第1回変更、令和5年8月10日第2回変更）甲と乙との間で締結した水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定中「945,120,000円」を「979,220,000円」に改める。

この協定を証するため本書9通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月 日

甲 住 所 鳥取県境港市上道町3000番地
名 称 境港市
代表者 境港市長 伊達憲太郎

乙 水木しげる記念館再整備事業DBO共同事業体
代表企業

住 所 東京都調布市布田一丁目32番5号
マートルコート調布505
名 称 株式会社水木プロダクション
代表者 代表取締役 原口智裕

構成企業

住 所 鳥取県米子市東町177番地
名 称 株式会社平設計
代表者 代表取締役 足立收平

構成企業

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号
北参道GATE6階
名 称 株式会社ト一キョ一工務店
代表者 代表取締役 野坂幸司

構成企業

住 所 鳥取県米子市昭和町25番地
名 称 美保テクノス株式会社
代表者 代表取締役 野津健市

構成企業

住 所 鳥取県境港市蓮池町50番地1
名 称 株式会社リンクス
代表者 代表取締役 池田幸仁

構成企業

住 所 大阪府大阪市北区大深町3番1号
名 称 株式会社丹青社 関西支店
代表者 関西支店長 大岩典文

構成企業

住 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
名 称 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ
代表者 代表取締役 大竹健

構成企業

住 所 東京都港区愛宕一丁目1番1号1201
名 称 中山マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 中山三善

(参 考)

議案第29号



水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年5月9日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

記

令和4年11月15日議決を経た「水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について」（令和4年議案第79号）の一部を次のように変更する。

契約金額「903,320,000円」を「945,120,000円」に変更する。

令和5年 5月 9日 経済厚生委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 荒井 秀行

令和5年 5月 9日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 荒井 秀行

(参 考)



議案第79号

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年11月15日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- 1 事業名 水木しげる記念館再整備事業
- 2 事業場所 境港市本町5番地
- 3 契約の相手方 水木しげる記念館再整備事業DBO共同事業体
代表企業 東京都調布市布田一丁目32番5号
マートルコート調布505
株式会社水木プロダクション
代表取締役 原口 智裕
構成企業 鳥取県米子市東町177番地
株式会社平設計
代表取締役 足立 收平
構成企業 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号
北参道GATE6階
株式会社トーキョー工務店
代表取締役 野坂 幸司
構成企業 鳥取県米子市昭和町25番地
美保テクノス株式会社
代表取締役 野津 健市

構成企業 鳥取県境港市蓮池町50番地1
株式会社リンクス
代表取締役 池田 幸仁

構成企業 大阪府大阪市北区大深町3番1号
株式会社丹青社 関西支店
関西支店長 大岩 典文

構成企業 東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ
代表取締役 大竹 健

構成企業 東京都港区愛宕一丁目1番1号1201
中山マネジメント株式会社
代表取締役 中山 三善

- 4 契約金額 903,320,000円
- 5 契約期間 協定締結日から指定管理の指定期間（最長20年間）の満了日まで
- 6 契約締結の方法 随意契約

令和4年 11月15日 経済厚生委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

令和4年 11月15日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）

（省 略）

（4）

（5）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第66号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

境港市長 伊達憲太郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
境港市老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 境港市老人福祉センター管理運営受託協議会
所在地 境港市竹内町40番地
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市竹内町40番地

名 称 境港市老人福祉センター管理運営受託協議会

代表者 会長 佐篠 邦雄

2 境港市老人福祉センター管理運営受託協議会の組織団体

境港市社会福祉協議会

境港市ことぶきクラブ連合会

境港市身体障がい者福祉協会

境港市障がい児（者）育成会

境港市精神障害者家族会

3 設立年月日

平成19年1月15日

4 設立目的

境港市内の社会福祉団体が境港市老人福祉センターの管理運営を受託することを目的に協議会を設置し、協働して管理運営を行い、各団体の自立促進及び市民福祉の向上を図る。

5 事業内容

(1) 境港市老人福祉センターの管理運営

(2) 本協議会を組織する団体間の連絡調整及び相互連携の促進と市民福祉向上のための事業

(3) 境港市老人福祉センターの目的の達成に必要な事業

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (省 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第67号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
境港日曜休日応急診療所
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 境港医師協会
所在地 境港市上道町2115番地3
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市上道町2115番地3

名 称 境港医師協会

代表者 遠藤 秀之

2 設立年月日

昭和33年2月25日

3 設立目的

会員相互の親睦、医道の昂揚、医学の研究と発達に努め、社会福祉を増進する。

4 事業内容

(1) 市の各種検診、予防接種の実施

(2) 境港日曜休日応急診療所の管理運営

(3) 会員の研修

議案第68号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水木しげる記念館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 一般社団法人水木しげる記念館管理運営共同事業体
所在地 東京都調布市布田一丁目32番地5-505
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 東京都調布市布田一丁目32番地5-505

名 称 一般社団法人水木しげる記念館管理運営共同事業体

代表者 原口 智裕

2 設立年月日

令和5年8月28日

3 設立目的

水木しげる記念館において、水木しげる氏の偉業を広く後世に伝えるとともに、妖怪文化への親しみと理解を深めることを目的とする。

4 事業内容

(1) 維持管理業務

水木しげる記念館の施設、設備及び展示物・什器・備品等の維持管理に関する業務

(2) 運營業務

①水木しげる記念館の常設展示や企画展示及び原画展示の運営に関する業務

②水木しげる記念館の入館受付、入館料徴収及び案内に関する業務

③体験プログラムや講座の企画及び実施に関する業務

④ミュージアムショップ運営に関する業務

(3) その他前2号に附帯する業務

①地域と連携・協働したイベント開催に関する業務

②その他、本事業体の目的の達成のために必要な業務及び水木しげる記念館の運営に関する業務